

東日本区定款

前文

この定款は、ワイズメンズクラブ国際協会の憲法に基づき、東日本区および区内の各クラブの発展を願い、東日本区の組織と運営の基本を定めるものとして制定されました。

ワイズメンズクラブの活動の主体は、それぞれのクラブです。区および区内の各部は、各クラブがより豊かな活動を進めること、クラブ間の連帯、交流を深めることを支援するために存在しています。

私たちのモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」です。このモットーのもと、私たちは、国、世代、性別、宗教等の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA および広く地域社会に貢献します。

世界のそして私たち東日本区の会員は、相互の絆を深め、愛と奉仕を通して、世界の平和と人類の幸福の実現に寄与することができるよう、絶えず努力を続けていきます。

第1条 名称・構成

第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「区」という。）と称し、英文では、**The International Association of Y's Men's Clubs Japan East Region** と記す。

第2項 区の地理的範囲は、東日本（新潟県、長野県、静岡県以東北海道までの全域）および沖縄県とする。

第3項 区は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という。）に加盟し、前項の地域内に所在するワイズメンズクラブ（以下「クラブ」という。）をもって構成される。

第4項 クラブは、区が設けたいずれかの部に属する。

第5項 区の主たる事務所は、日本国内におく。

第2条 モットー・綱領・目的

第1項 区のモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。

第2項 区の綱領は、国際憲法に示されたイエス・キリストの愛と奉仕の実践を目指し、YMCA と共に、よりよい世界の実現のために努力することである。

第3項 区およびクラブの目的は、次のとおりである。

- (1) 区の目的は、区内各クラブが国際憲法の精神に基づき、敬愛の念をもって交わり、国際協会の綱領と目的を達成し、さらにこの運動を広く区内に拡張するために相互に協力することである。
- (2) クラブの目的は、次のとおりである。
 - a. YMCA のための奉仕クラブとして活動する。
 - b. 目的を共有する他の団体を支援する。
 - c. 市民的、国際的諸問題について、常に一党一派に偏らない正義を追求する。
 - d. 宗教、市民、社会、経済、国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。
 - e. 良い交友関係を深める。
 - f. 国際協会の国際、地域、区、部の事業を支援する。

第3条 クラブ・会員

第1項 クラブは、国際憲法および東日本区定款（以下「定款」という。）に基づいて定める会則によって活動し、かつ、部、区、アジア太平洋地域および国際協会に対する諸義務を忠実に果たすものとする。

第2項 クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国等を理由として会員の地位を拒まれることはな

い。

第3項 クラブの会員の種類は、次のとおりである。

- (1) 正会員 成人でクラブの入会式を済ませた者。クラブの会員は、YMCAの会員になるものとする。
- (2) 担当主事会員
 - a. 関係YMCAの総主事から推薦を受け、クラブ会長（以下「会長」という。）が承認したクラブ担当主事
 - b. 日本YMCA同盟総主事から推薦を受け、区理事（以下「理事」という。）が承認した区担当主事

第4項 正会員のうち、常に例会その他の会合に出席することが不可能な者は、会長から理事に届け出て、その承認を経て広義会員となることができる。

第5項 正会員のうち、永年にわたり、その功績著しい者は、クラブ会則の定めるところによって、会長から理事に届け出て、その承認を経て功労会員となることができる。

第6項 クラブの会員構成は、同一業種に偏らず、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。

第7項 新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、第1項に定める会則を準備するとともに、15名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。

第8項 クラブは、部長を経て理事に解散届を提出し、区役員会（以下「役員会」という。）の承認を得ることによって、解散することができる。

第9項 クラブが次のいずれかに該当する場合、区役員会の決議によって解散させることができる。

- (1) 国際憲法、定款に定められている義務を履行しない場合、または、定めに反した行動を行っている場合
- (2) ワイズメンズクラブ国際協会、区の名譽を著しく傷つける行為があった場合
- (3) その他、解散に値すべき事由があると区役員会が判断した場合

第10項 2以上のクラブが合併する場合は、当該クラブ会長から部長を経て理事に届け出て、役員会の承認を受ける。

第11項 クラブ、部もしくは区は、その活動に協力し、または独自に活動する女性の組織として、ワイズメネット会（以下「メネット会」という。）を設けることができる。

- (2) メネット会の構成員は、ワイズメンのパートナーおよびその趣旨に賛同する女性とする。
- (3) メネット会はYMCAに奉仕するとともに、区および国際におけるプロジェクトに参画し、その目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブ、部または区の発展に寄与するものとする。

第12項 クラブ、部または区は、その活動に共感する15歳から30歳までの青年で組織するユースクラブを設けることができる。

- (2) ユースクラブは、独自にまたはワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部大会、区大会などに参加して意見を述べ、交流を深めるものとする。

第4条 部

第1項 2以上のクラブが、活動をさらに効果的、効率的に行うために、部を設けることができる。

第2項 新たに部を発足させるときは、役員会の審議を経て、区代議員会（以下「代議員会」という。）の承認を受ける。

第3項 部に、部長を置く。

第5条 財政

第1項 区の財政は、各クラブが区半年報（以下「半年報」という。）の会員数に応じて負担する区費およびその他の収入を充てる。半年報に関する事項は、別に定める。

第2項 区は、資産の一部として東日本区ワイズ基金を保有する。その運営に関する事項は、別に定める。

第3項 区の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第6条 代議員会

第1項 代議員会は、区における最高の立法機関である。

第2項 代議員会は、クラブを代表する代議員および部を代表する代議員によって構成する。

第3項 クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。

第4項 部を代表する代議員は、部長および人数割代議員とし、その任期は7月1日から1年とし、再任は妨げない。

第5項 人数割代議員の人数は、就任する年の1月半年報による部の会員数で、100名まで1名、以降100名を増すごとに1名を加算する。人数割代議員のうち1名は直前部長とする。

第6項 代議員会は、年次代議員会および臨時代議員会とする。

第7項 年次代議員会は、毎年1回、原則として6月に開催する。理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の12週間前までに文書によって公告し、開催日の4週間前までに代議員宛に議案書を添えて招集状を送付する。

第8項 クラブまたは部が議案を提出するときは、開催日の8週間前までに理事あて送付する。

第9項 年次代議員会において処理すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 一般年次報告および監査報告の承認
- (2) 中間決算報告および監査報告の承認
- (3) 前年度会計の決算報告および監査報告の承認
- (4) 次年度事業計画および次年度予算の承認
- (5) 次年度役員・監事、次々期理事および次年度の次々期理事の選出
- (6) 区大会のホストクラブおよび開催地の決定
- (7) 定款の改正
- (8) 区費の改定
- (9) 提出議案の審議および採決
- (10) その他の事項

第10項 臨時代議員会は、役員会の決議または代議員の過半数の請求によって開催する。

第11項 代議員会の議長は、直前部長の互選により選出された者が務める。

第12項 代議員会は、定数の3分の2以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。

第13項 代議員会における議案の採否は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。

第14項 郵便または電子媒体による議案処理を必要とするときは、代議員会（年次・臨時を含む。）の承認を経て実施することができる。

第7条 区役員

第1項 区役員は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長および事業主任とする。

第2項 区役員は、毎年7月1日に就任し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 区役員会

第1項 役員会は、区の重要問題について審議し、執行する。

第2項 役員会は、原則として年3回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。ただし、列席者は採決に加わることができない。

第3項 役員会は、理事の招集によって開催する。また、役員の過半数の請求によって開催することができる。

第4項 役員会は、役員の3分の2以上の出席により成立する。役員は、委任状により他の役員に委任することができる。

第5項 役員会における採決は、出席役員の過半数をもって決し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。

第6項 役員会は、議事録を作成・保管し、会員から開示を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9条 常任役員会

第1項 常任役員は、理事、次期理事、直前理事、書記および会計とする。

第2項 理事は、緊急または役員会開催の間に発生した区の諸問題について審議し、執行するため、常任役員会を開催する。

第3項 常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、郵便または電子媒体によって行い、全員の合意によって決定する。

第4項 常任役員会は、議事録を作成し、保管する。

第10条 次期理事等の指名

第1項 次年度の理事、次期理事、次々期理事および監事の各候補者の指名は、区役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が行う。

第2項 指名委員会は、直前理事および部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。

第3項 指名委員会が行う候補者の指名数は、次のとおりとする。

- (1) 次期理事1名
- (2) 次年度の次期理事1名
- (3) 次年度の次々期理事1名以上
- (4) 次年度の監事は、原則として任期を2年とし、1年ごとに1名を指名する。

第4項 次年度の次々期理事候補者の指名に関する手順等は次のとおりとする。

- (1) 指名委員会は、年次代議員会の前年12月末までに、各会長に自クラブまたは他クラブの会員の中から候補者1名の推薦を依頼する。
- (2) 会長は、代議員会の12週間前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。
- (3) 次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。
- (4) 指名委員会で選考された候補者が2名以上の場合は、代議員会にて選挙を行い決定する。
- (5) 各クラブから推薦のない場合は、指名委員会が適任者と思われる候補者を選考し、その指名を行う。
- (6) 選挙に関する規定は別に定める。

第11条 理事の任務

第1項 理事は、区の代表者であり、区の運営責任者として行政および財政を統括・執行する。

第2項 理事は、アジア太平洋地域議会の議員となる。

第3項 理事は、区を代表して必要な文書に署名するほか、対外的任務を遂行する。

第4項 理事は、代議員会、役員会および常任役員会を招集し、役員会および常任役員会の議長を務める。

第5項 理事は、各クラブに代議員会の議案・議事録、国際・地域および区の重要事項ならびに情報を迅速・確実に伝達する。

第6項 理事は、代議員会において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。

第7項 理事は、区大会を主宰する。

第8項 理事は、必要と認めるときは、委員会を新設・改廃することができる。ただし、常置委員会および事業委員会については、役員会の承認を必要とする。

第9項 理事は、書記、会計、事業主任、委員長、委員および部長を任命する。

第10項 理事は、区事務所を統括、運営する。区事務所の運営規定等は、別に定める。

第11項 理事は、任務を円滑に遂行するために、必要に応じて副書記、副会計を置くことができる。

第12条 次期理事の任務

第1項 次期理事は、理事を補佐し、区の状況を絶えず把握するとともに、理事が欠員または職務遂行不可能となり任務遂行を果たせなくなった場合は、理事の任務を代行する。

第2項 次期理事は、理事およびその他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画および予算案を作成する。

第13条 直前理事の任務

第1項 直前理事は、区の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。

第2項 直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。

第14条 書記の任務

第1項 書記は、区の運営について理事を補佐するとともに、区の事務全般について統括する。

第2項 書記の業務内容については、別に定める。

第15条 会計の任務

第1項 会計は、区の運営について理事を補佐するとともに、区の財務全般について統括する。

第2項 会計報告については、次のとおりとする。

(1) 代議員会において、会計報告（中間）を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。

(2) 年度終了後、原則として8週間以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事に提出する。

第3項 その他会計の業務内容については、別に定める。

第16条 事業主任の任務

第1項 区は、国際協会の推進する事業および理事が必要と認める事業を推進するために、事業主任を置く。事業主任は複数の事業を兼務することができる。

第2項 前項に定める事業については、別に定める。

第3項 事業主任は、部の事業主査と連携し、各部・各クラブの事業活動を啓発・促進するとともに、国際およびアジア太平洋地域のそれぞれの事業主任と連携する。

第17条 部長の任務

第1項 部長は、部評議会において選出され、理事が任命する。

第2項 部長は、理事の運営方針と指導の下に、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として行政および財政を掌理・執行する。

- (2) 部長は、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、各クラブおよび部の発展に努める。
- 第3項 部長は、区役員および第10条第2項の指名委員会委員としての任務を遂行する。
- 第4項 部長の処理すべき主な事項は、次のとおりである。
- (1) 部書記、部会計、事業主査およびその他の部役員を任命する。
 - (2) 部の事業全般に関する事項を審議・議決するため、原則として年3回以上評議会を開催し、部長は議長を務める。
 - (3) 部内各クラブ相互の情報交換および親睦のため、年1回以上、部長が主宰する部大会を実施する。
 - (4) 部の活性化と会員のリーダーシップの開発と向上のために、部長は年1回以上部主催の研修会を実施する。
 - (5) 年1回以上、部内各クラブの例会または役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。
 - (6) 部内の新クラブ設立および会員増強について積極的に関与・指導する。
 - (7) その他、部則の定めるところによる。

第18条 事業委員会・常置委員会・特別委員会・ワイズメネット委員会・専任委員の任務

- 第1項 区内に事業委員会、常置委員会、特別委員会、ワイズメネット委員会、専任委員を置くことができる。
- 第2項 事業委員会は、第16条の事業主任の任務を支援することを目的として、役員会の承認により設置される。
- 第3項 常置委員会は、区の中長期にわたる事項を管理・運営するために役員会の承認により設置される。
- 第4項 特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関して、期間を定めて設置される。
- 第5項 ワイズメネット委員会は、区内のワイズメネット活動を推進するために設置される。
- 第6項 専任委員は、特定の専門的業務を担当する。
- 第7項 本条に定める委員会および専任委員に関するその他の事項は、別に定める。

第19条 監事の任務

- 第1項 監事は、代議員会、役員会、常任役員会に出席することができ、必要な勧告、報告、意見、助言を行う。
- 第2項 監事は、行政監事および財政監事の2名とし、それぞれの担当に関する監査を年度終了後、原則として8週間以内に実施し、その結果を区報、理事通信等で代議員と会員に報告する。
- 第3項 行政監事は、第11条の理事の任務が正常に執行され、区における内部統制システムが機能しているかを確認する。
- 第4項 財政監事は、財政において公正な処理・処置が行われているかを確認する。
- 第5項 監事は、他方の監査も副担当として実施し、監査報告書は連名で署名する。
- 第6項 監事の選任は、指名委員会が推薦し、代議員会の承認を得るものとする。監事の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。また、監事は専任委員および委員会委員を含む他の区役職を兼務できない。

第20条 区担当主事・クラブ担当主事

- 第1項 区に、日本YMCA同盟との緊密な連絡・調整を図るため、区担当主事を置く。
- 第2項 区担当主事は、日本YMCA同盟総主事が推薦し、理事が委嘱する。
- 第3項 区担当主事は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。
- 第4項 各クラブに、関係YMCAとの連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係YMCAの総主事が推薦し、会長が委嘱する。

第21条 区大会

第1項 区大会（以下「大会」という。）は、当該年度理事が主宰し、原則として、毎年1回、6月に開催する。

第2項 大会の目的は、参加する各クラブおよび会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。

第3項 大会運営の中心的役割を担うクラブ（以下「ホストクラブ」という。）は、大会開催のための実行委員会を設け、当該年度理事の指導の下に大会を運営する。

第4項 ホストクラブは、大会参加費および区が負担する大会支援金により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後当該年度理事に対し、速やかにその収支報告をする。収支の取扱いについては、役員会において別途協議し決定するものとする。

第5項 その他、大会の運営については、別に定める。

第22条 改正

定款は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決を経、国際議会の承認を得て改正することができる。

第23条 分割・合併・解散

第1項 区は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決により分割・合併および解散することができる。ただし、国際議会の承認を必要とする。

第2項 解散時において、区が所有する資産の取扱いは、代議員会の議決による。

第24条 付則

第1項 この改定定款は、2018年7月1日から施行する。

第2項 この定款を実施運用するため、別に施行細則を定めることができる。

第3項 施行細則は、代議員会または役員会の承認を経て制定または改廃することができる。

1997年6月7日制定

1997年7月1日発効

2003年7月1日改正

2018年7月1日改正